五十九　名古屋北信号所から二百四十四度三十分七百九十メートルの地点
六十　名古屋北信号所から二百五十九度三十分三百四十メートルの地点
六十一　名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から六十三度二千二百メートルの地点
六十二　高潮防波堤東信号所から三十八度三十分四百七十メートルの地点
六十三　高潮防波堤東信号所から二百四度三十分二百七十メートルの地点
六十四　高潮防波堤東信号所から二百二十二度九百四十メートルの地点
六十五　名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二百十八度九百十メートルの地点
六十六　名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二十九度百メートルの地点
六十七　名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から五十六度三十分千六百十メートルの地点

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年三月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　平成二十三年六月一日

二　第二十九条の三の改正規定、別表第四名古屋の部の改正規定及び別表第五の改正規定　平成二十三年七月一日

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条の三の規定による通報は、同条の規定の例により、前条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

○国土交通省環境省令第一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年国土交通省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
財団法人日本環境整備教育センター（昭和五十五年二月十五日に財団法人日本環境整備教育センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都墨田区菊川二丁目二十三番三号	平成二十三年三月一日

第十四条の表を次のように改める。

名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
財団法人日本環境整備教育センター	東京都墨田区菊川二丁目二十三番三号	平成二十三年三月一日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

第一号の表三百十二号の項中「兵庫県朝来郡和田山町から姫路市まで」を「宮津市喜多から同市須津まで　兵庫県朝来郡和田山町から姫路市まで」に改め、第二号の表県道矢吹小野線の項中「石川郡石川町」を「田村郡小野町」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年三月十二日から施行する。ただし、第二号の表県道矢吹小野線の項の改正規定は、平成二十三年三月二十六日から施行する。

○総務省告示第八十号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき、次のとおり住居表示が実施された。

平成二十三年三月十一日

総務大臣　片山　善博

一　団体名　奈良県北葛城郡王寺町
二　実施期日　平成二十一年四月一日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
南元町一丁目　元町三丁目の一部

一　団体名　北海道室蘭市
二　実施期日　平成二十一年四月一日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
八丁平一丁目　大字長野の一部

一　団体名　長野県長野市
二　実施期日　平成二十一年四月一日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
箱清水三丁目

一　団体名　広島県江田島市
二　実施期日　平成二十一年四月一日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
宮ノ原三丁目　江田島町の一部

一　団体名　京都府亀岡市
二　実施期日　平成二十一年四月十三日
三　実施区域
町名　住居表示実施前の町名等
篠町夕日ケ丘一丁目　篠町篠下西山の一部、篠町篠松ケ池の一部